

美女木向田地区まちづくり意向調査 調査票

平成 29 年 6 月

戸 田 市  
都市整備部都市計画課

**【ご自身のことについて伺います】**

問 1 あなたと美女木向田地区との係わりについて教えてください。(あてはまるもの全てに○)

1. 地区内に居住している
2. 地区内で事業を営んでいる
3. 地区内に土地や建物を所有している
4. その他 ( )

問 2 (問 1 で 1 を選択した方のみお答えください。) あなたの年齢を教えてください。(ひとつに○)

- |          |        |          |        |
|----------|--------|----------|--------|
| 1. 20歳未満 | 2. 20代 | 3. 30代   | 4. 40代 |
| 5. 50代   | 6. 60代 | 7. 70歳以上 |        |

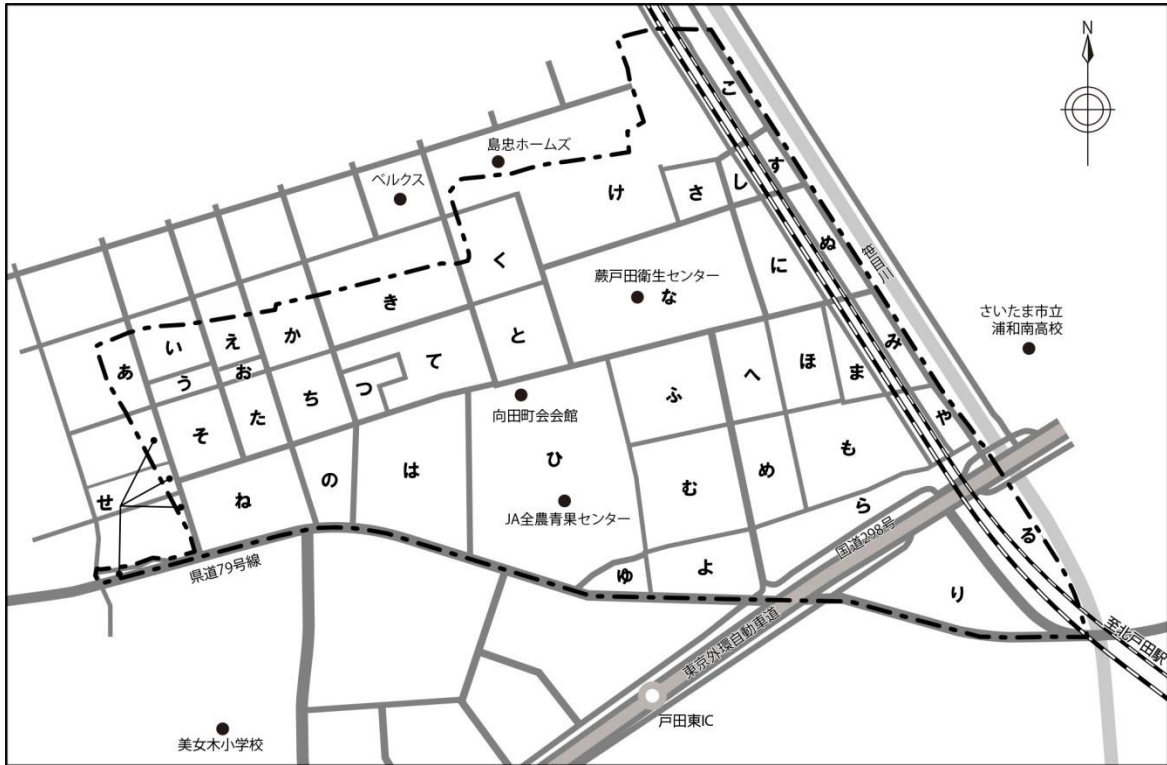
問 3 地区内の土地・建物に関して、あなたは次のうちどれに該当しますか。(あてはまるもの全てに○)

1. 土地のみ所有している
2. 土地・建物の両方を所有している
3. 建物のみ所有している
4. 借地している
5. 借家している
6. その他 ( )

問 4 (問 1 で 1 又は 2 を選択した方のみお答えください。) あなたがこの地区に居住又は事業をされてから何年たちますか。(数字を記入)

1. 居住歴 約\_\_\_\_\_年 (居住している方)
2. 事業歴 約\_\_\_\_\_年 (事業をされている方)

問 5 あなたが居住又は事業をされている場所を教えてください。(地図の「あ」～「る」の文字のうち、あてはまるもの全てを記入)



1. 居住地 \_\_\_\_\_ (居住している方)
2. 事業地 \_\_\_\_\_ (事業をされている方)
3. 所有地 \_\_\_\_\_ (土地や建物を所有している方)

事業者の方は、問 6 へ、  
 事業者の方以外は、問 10 へお進みください。

**【事業者の方のみお答えください（問1で2を選択した方のみ）】**

問6 あなたの事業所の業種について教えてください。（ひとつに○ ※複数にわたる場合、主要なものを選んでください。）

- |                |                  |             |
|----------------|------------------|-------------|
| 1. 農林水産業       | 2. 鉱業、砂利採取業      | 3. 建設業      |
| 4. 製造業         | 5. 電気・ガス・熱供給・水道業 | 6. 情報通信業    |
| 7. 運輸業         | 8. 卸売業、小売業       | 9. 金融業、保険業  |
| 10. 不動産業、物品賃貸業 | 11. 専門・技術サービス業   | 12. 宿泊業、飲食業 |
| 13. 娯楽業        | 14. 教育、学習支援業     | 15. 医療、福祉   |
| 16. 複合サービス事業   | 17. その他（具体的に     | ）           |

問7 あなたの事業所の施設について教えてください。（ひとつに○ ※複数にわたる場合、主要なものを選んでください。）

1. 業務施設（一般の事務所、銀行など）
2. 商業施設（小売店、卸売店、食堂、喫茶店、スナックなど）
3. 宿泊施設（ホテル、旅館、モーテル、民宿など）
4. 娯楽施設（劇場、クラブ、バーなど）
5. 遊戯施設（ゲームセンターなど）
6. 作業所併用住宅（住宅と工業系施設が併用したもの）
7. 重工業施設（アスファルト、金属の精製、火薬類、塗料、合成樹脂、肥料、セメント、ゴム製品、パルプの製造など）
8. 軽工業施設（原動機を使用する150㎡をこえる工場、岩石の粉碎、生コン、塗料の加熱乾燥、引火性溶剤を用いるドライクリーニング）
9. サービス工業施設（原動機を使用する50㎡をこえる工場、印刷、木材、石材の引割、機械燃系、セメント製品の製造、合成樹脂等の成形など）
10. 家内工業施設（原動機を使用する50㎡未満の工場、原動機を使用しない工場）
11. 運輸倉庫施設（自動車車庫、倉庫、荷とき場など）
12. 危険物貯蔵・処理施設（消防法の設置許可が必要なもの、ガソリンスタンドなど）
13. 供給処理施設（処理場、浄水場、発電所、変電所など）
14. その他（1から13に分類できない建物：具体的に

問8 今後おおむね5年以内の事業の継続予定について教えてください。(ひとつに〇)

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| 1. この地区で事業を続ける   | 2. 移転の予定がある(地区内) |
| 3. 移転の予定がある(地区外) | 4. 事業を続ける予定はない   |

問9 (問8で2~4を選択した方のみお答えください。)移転などをした場合、現在の土地はどうされますか。(ひとつに〇)

- |           |                   |
|-----------|-------------------|
| 1. 全て売却する | 2. 一部売却する         |
| 3. 賃貸する   | 4. 自社で所有し別事業で活用する |
| 5. 返却する   | 6. その他( )         |

**【地区の現状について伺います】**

問10 道路や水路、公園について、日頃感じていることがあれば、場所とその内容を教えてください。

**【記載例】**

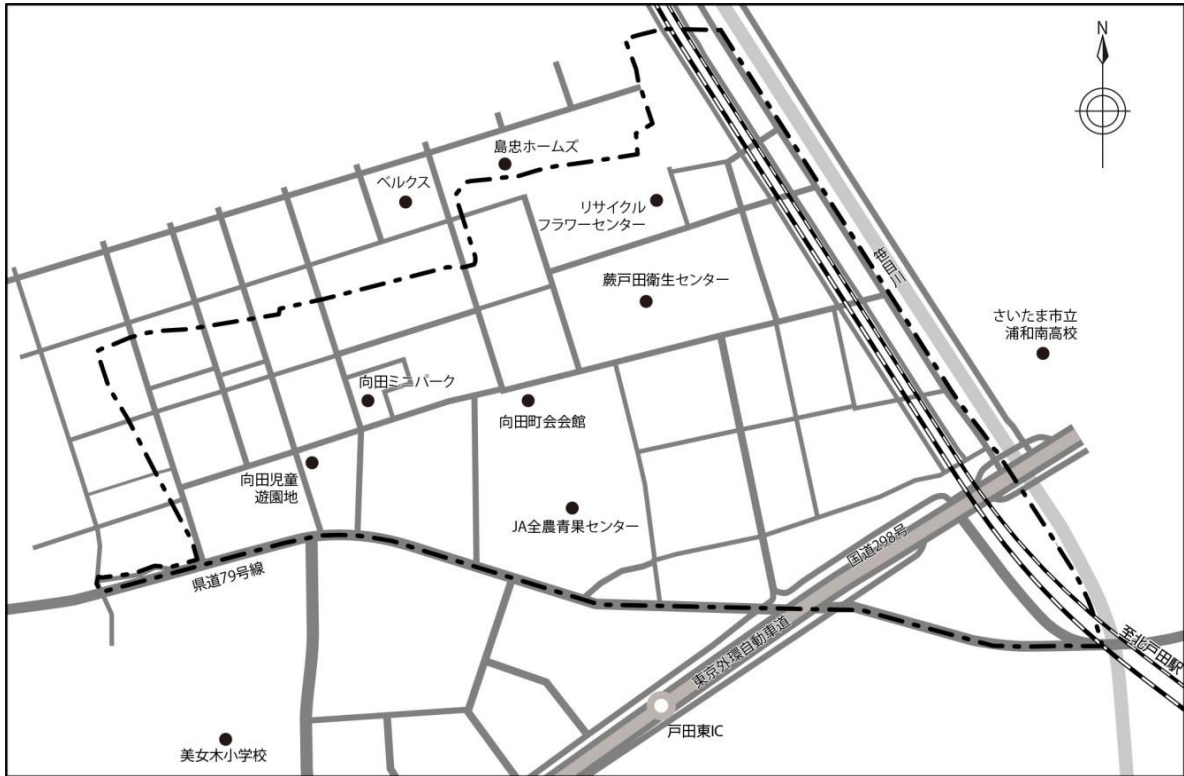
**【場所】**

気になる場所を丸で囲み、内容ごとに番号をつけてください

**【内容】**

(例) ①道路：(車が歩行者の近くを通り、危ない )  
②水路：(ごみがたまっている ) など

【場 所】気になる場所を丸で囲み、内容ごとに番号をつけてください。



【内 容】道路、水路、公園その他公共施設の種類の、感じていることを記入してください。

① _____ :	{ _____ _____ _____ }
② _____ :	{ _____ _____ _____ }

問 11 まちなみについて、日頃感じていることがあれば教えてください。(最も気になることひとつに○)

1. 緑が足りない
2. 殺風景である
3. 派手な色彩を使った目立ちすぎる広告物等が多い
4. 特に感じていない
5. その他 ( \_\_\_\_\_ )

問 12 安全・安心について、日頃感じていることがあれば教えてください。(最も気になることひとつに○)

1. 避難場所が遠く、緊急時や災害時の活動や避難に不安がある
2. 違法駐車等が多く、通行に支障がある
3. 夜間道路が暗く、不安を感じる
4. 特に感じていない
5. その他 ( )

**【これからのまちづくりについて伺います】**

問 13 今後の地区のまちづくりに関し、重要と思われるものについて教えてください。(2つに○)

1. 地区の利便性をいかして、産業を維持する
2. 環境に配慮した工場等への転換を図る
3. 住宅や工場等の混在を抑制する
4. 建物の建て詰めや、敷地の細分化等を防止する
5. 緑化や景観に配慮した、快適に生活できる環境をつくる
6. 歩行者のための安全・安心な散策路や憩いの空間をつくる
7. 高架下空間を利用して、にぎわいや交流ができる空間をつくる
8. その他 ( )

問 14 最も優先すべき公共施設の整備について教えてください。(ひとつに○)

1. 道路に関する整備 (※)
2. 公園・広場等に関する整備 (※)
3. 水路・下水道(雨水)に関する整備
4. 特に整備は必要ない
5. その他 ( )

※ 道路、公園等の整備を行う場合、新たな権利制限が発生することがあります。

問 15 今後のまちづくりの進め方として、地区のまちづくりのルール（※地区計画）が必要と考えています。この地区にふさわしいと思われるまちづくりのルールについて、教えてください。（あてはまるもの全てに○）

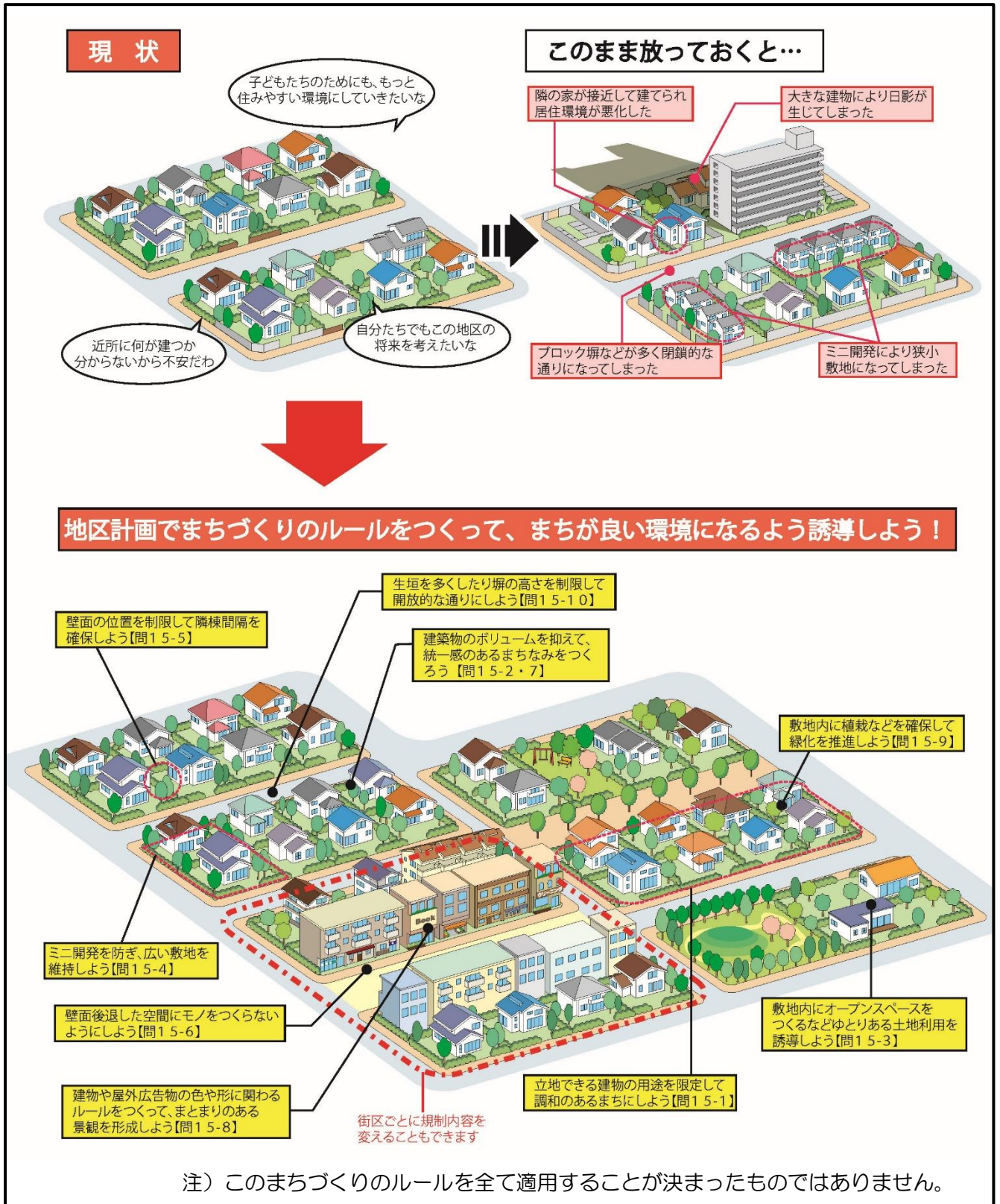
※ 地区計画によるまちづくりのイメージについては、8頁をご覧ください。

1. 建築物等の用途のルール（建物の用途を細かく制限することで、用途の混在を解消したり、地区内にふさわしくない建物の立地を防ぐことができます）
2. 建築物の容積率の最高限度又は最低限度のルール（容積率を制限又は緩和し、周囲に調和した土地の有効利用を進めることができます）
3. 建築物の建ぺい率の最高限度のルール（庭やオープンスペースが十分にとれたゆとりのあるまちなみをつくることができます）
4. 建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度のルール（狭小な敷地による居住・操業環境の悪化を防止したり、共同化等による土地の高度利用を促進することができます）
5. 壁面の位置のルール（道路や隣地への圧迫感をやわらげ、良好な外部空間をつくることができます）
6. 壁面後退区域における工作物の設置のルール（壁面後退区域内の自動販売機等の工作物の設置を制限し、良好な景観とゆとりある外部空間をつくることができます）
7. 建築物等の高さの最高限度又は最低限度のルール（日影など周辺環境に配慮し、まちなみの揃った景観の形成や土地の高度利用を促進することができます）
8. 建築物等の形態又は色彩その他の意匠のルール（色や仕上げ、建物のかたち・デザインの調和を図り、まとまりのあるまちなみをつくることができます）
9. 建築物の緑化率の最低限度のルール（敷地内において植栽、花壇、樹木などの緑化を推進することができます）
10. 垣又はさくの構造のルール（垣やさくの材料や形を決めます。見通しをよくしたり、生垣にして緑の多いまちなみをつくることもできます）



## 地区計画によるまちづくりのイメージ

黄色い枠内の文末【問 15-O】は、設問に対応するまちづくりルールを示しています。



出典：全国地区計画推進協議会「一般的な地区計画パンフレット」

問 16 あなたは、土地区画整理事業の見直しを進めることについて、どのように思いますか。

(ご意見)

問 17 その他まちづくりに対するご意見、ご要望などがございましたら、お聞かせください。

(ご意見)

設問は以上です。ご協力いただき、ありがとうございました。

ご記入が終わりましたら、同封の返信用封筒に入れて、6月28日(水)までに投函くださいますようお願いいたします。



